



加古川市公告第10号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、加古川市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

なお、変更後の加古川市農業振興地域整備計画書は、加古川市産業経済部農林水産課において縦覧に供する。

平成31年1月22日

加古川市長 岡田 康 裕

